

第1章 策定の趣旨

1 策定の趣旨

- ・本県の森林資源は、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化等を通じた山村地域の活性化を図る上で、林業の担い手に対する期待が高まっているところ。
- ・林業事業者や林業従事者の果たす役割が一層重要となっていることから、引き続き、林業労働力の確保・育成を進めていくため、岩手県林業労働力確保基本計画（第6次）を策定するもの。

2 計画の性格

- ・県や市町村及び関係機関等が連携し、林業労働力の確保・育成を推進するため、本県における今後5年間の基本的な取組方向を示すもの。
- ・林業事業者の事業主においては、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条に基づく「事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための計画（以下「改善計画」という）」を作成する上での指針となるもの。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

◆基本計画の法的位置づけ

「林業労働力の確保の促進に関する法律」第4条に基づき、国が策定する「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」に即して定めることができる基本計画

第2章 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

1 森林・林業を取り巻く状況

(1) 森林資源の状況

- ・森林面積は県土面積の約77%を占め、戦後造成した人工林の本格的な利用期が到来
- ・人工林資源は、高齢級が増加する一方で、若齢級が非常に少なく、偏りがある年齢構成

(2) 木材需給の状況

- ・素材生産量は、東日本大震災津波で被災した木材加工施設の復旧等により、平成24年以降は増加傾向で推移
- ・木材需要量は、内陸の合板工場の本格稼働等により、平成27年以降は震災前の水準まで回復

2 林業従事者の状況

(1) 林業従事者の現状

- ・林業従事者数は減少傾向で推移しており、60歳以上の割合が約4割と依然として高い状況
- ・伐採・搬出に従事する者は59%で増加傾向にあるが、造林・保育に従事する者は27%で減少傾向

(2) 林業従事者の確保・育成に向けた課題

- ・60歳以上の林業従事者は順次退職が見込まれることから、引き続き新規就業者の確保が必要
- ・主伐後の再造林の促進に向けて、造林・保育を担う林業従事者の育成が必要

3 林業事業者の状況

(1) 林業事業者の現状

- ・林業従事者数が5名以下の小規模な事業者が56%
- ・高性能林業機械の導入等により、木材の生産性は向上

(2) 林業事業者の育成・強化に向けた課題

- ・経営力の強化に向けて、事業量の安定的な確保や生産性の向上が必要
- ・森林施業の効率化に向けて、「スマート林業」の普及・定着が必要

4 林業従事者の雇用管理の状況

(1) 雇用管理の現状

- ・労働条件の改善は、月給制の導入や社会保険加入等が着実に進んでいるものの、他産業と比べ依然として遅れている状況
- ・労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、近年減少傾向にあるものの年間40件以上発生

(2) 雇用管理の改善に向けた課題

- ・安心して働ける職場づくりに向けて、適切な賃金水準の確保や休日・休暇制度の充実など、更なる労働条件の改善が必要
- ・安全で快適な労働環境の整備に向けて、労働安全対策の強化が必要

第3章 林業労働力の確保の促進に関する方針

1 就業の円滑化

新規学卒者やU・Iターン者など幅広い世代の林業への就業を促進するため、就業に必要な知識・技術の習得支援をはじめ、林業の認知度向上やイメージアップにつながる情報発信など、就業の円滑化を図る。

2 事業の合理化

林業の成長産業化と適切な森林管理の主体となる林業事業者の経営の安定化を促進するため、施業の集約化による事業量の安定的確保や生産性の向上、林業従事者のキャリア形成支援など、事業の合理化を図る。

3 雇用管理の改善

労働人口が減少する中、幅広い世代の林業への就業と定着を促進するため、雇用の安定化や他産業並の労働条件の実現、募集・採用の改善、女性・高年齢労働者等の活躍・定着の促進など、雇用管理の改善を図る。

4 労働安全衛生の確保

3K（きつい、汚い、危険）からの脱却を図り安全で快適な労働環境を整備するため、作業現場の安全パトロールや伐木技術指導等により、安全意識の向上や安全対策の強化を促進するなど、労働安全衛生の確保を図る。

【林業労働力の確保・育成に係る目標】

項目	現状(R1)	目標(R7)	備考
いわて林業アカデミーの修了生数（累計）	49人	141人	いわて県民計画
新規林業就業者数	117人	110人	いわて県民計画
林業就業者数	1,705人	1,700人	造林・保育525人、素材生産1,065人、種苗生産その他110人
現場管理責任者等育成数	20人	20人	現場技能者キャリアアップ対策の年間育成数
労働災害による死傷者数（休業4日以上）	44人	38人	第13次労働災害防止計画（岩手労働局）に準じて設定（年2%減少）

※林業の現場を管理する班長クラスの責任者及び複数班を管理する統括責任者

第4章 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

1 就業の円滑化に関する方針

- ・県や市町村、関係機関等が連携し、雇用や生活等に関する情報提供、就業に必要な知識・技術の習得など、就業に至るまでの一連の支援を実施
- ・林業が新規学卒者やU・Iターン者など幅広い世代にとって就職先の選択肢となるよう、林業の認知度向上やイメージアップにつながる情報を発信

2 就業の円滑化を図るために講じようとする施策

(1) 県が行う取組

- ・「いわて林業アカデミー」による森林・林業の知識や技術の習得支援
- ・SNS等の活用による幅広い世代を対象とした積極的な情報発信
- ・高校生等を対象とした高性能林業機械の操作体験等による職業理解の促進

(2) (公財)岩手県林業労働対策基金が行う取組

- ・都市部のU・Iターン希望者等を対象とした就業ガイダンスの開催やトライアル雇用への支援
- ・無料職業紹介事業による求人者と求職者のマッチング支援
- ・月給制等を適用して現業職員を雇用した林業事業者に対する奨励金の交付

第5章 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

1 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化の実施に関する方針

・事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化に主体的に取り組み、林業従事者が安心して将来に希望を持って働くことができる職場づくりに努める。

(1) 雇用管理の改善

- ・雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全衛生の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性・高年齢労働者等の活躍・定着の促進

(2) 事業の合理化

- ・事業量の安定的確保、生産性の向上、林業就業者のキャリア形成支援

2 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化の実施を図るために講じようとする施策

(1) 県が行う取組

- ・林業事業者の経営力・技術力の向上を目的としたセミナーの開催や専門家派遣等
- ・高性能林業機械の導入、伐採と造林の「一貫作業」による再造林等に対する助成
- ・ICTを活用した「スマート林業」の普及・定着
- ・「岩手県伐木技術指導員」による安全な伐木技術の普及を目的とした研修の実施

(2) (公財)岩手県林業労働対策基金が行う取組

- ・「緑の雇用」事業等による現場管理責任者等へのキャリアアップ、素材生産と造林・保育を兼務できる技術者の育成
- ・雇用管理セミナーの開催やアドバイザーによる巡回相談・指導等の実施
- ・労働安全衛生用品の購入経費に対する助成

第6章 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

1 山村地域の活性化及び定住条件の整備

2 林業就業者の社会的評価の向上

3 教育機関等と連携したより高度な知識・技術を有する林業従事者の養成

4 建設業等異業種との連携促進

5 多様な担い手の確保

6 「新しい林業」の実現に向けた対応

7 外国人材の受入れ